

お知らせ
info

寄居町国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

8月から高額療養費制度が変わります。

高額療養費制度とは、同じ月内の医療費の支払いが高額となり、世帯の所得区分に応じて定められた自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を保険者から給付する制度です。70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者の自己負担限度額が、8月診療分から下表のとおりとなります。

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	現役並み所得者Ⅲ (所得901万円超)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
	現役並み所得者Ⅱ (所得600万円超 901万円以下)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	
	現役並み所得者Ⅰ (所得210万円超 600万円以下)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
一 般		18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (世帯員の所得額が必要経費・控除(公的 年金は80万円)を差し引いたときに0円)		8,000円	15,000円

高齢受給者証(国保)、限度額適用認定証(国保・後期)をご利用ください。

70歳以上の国民健康保険加入者は被保険者証および高齢受給者証、後期高齢者医療制度加入者は被保険者証を提示することで、医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額までとなります。ただし、表の所得区分「現役並み所得者Ⅰ」、「現役並み所得者Ⅱ」および「低所得者Ⅰ」、「低所得者Ⅱ」の方は、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受ける必要があります。

※国民健康保険税に滞納がある世帯は、限度額適用認定証が交付できない場合があります。

国民健康保険に加入している70歳以上の方に新しい高齢受給者証を発送します。

現在、国民健康保険に加入している70歳以上の方には、高齢受給者証を交付しています。現在の受給者証の有効期限は7月31日までとなっていますので、平成29年中の所得をもとに一部負担金割合の判定を行い、7月末までに新しい受給者証を送付します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認のうえ大切に保管し、医療機関を受診する際には、必ず保険証と併せて提示してください。なお、期限の切れた受給者証は使えませんので、ご自身で確実に処分してください。

高齢受給者証の表記が変更になります。

『国民健康保険法』の改正に伴い、平成30年4月から、国民健康保険の運営を、県と市町村が共同で行っています。また、今回送付する高齢受給者証から、様式が次のように変更されます。

- ①都道府県名が追加
- ②「保険者」が「交付者」に変更

埼玉県国民健康保険高齢受給者証	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	性別
対象被保険者	氏名
生年月日	性別
一部負担金割合	
発効期日	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	

☎町民課 ☎581・2121内線113~115

お知らせ
info

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

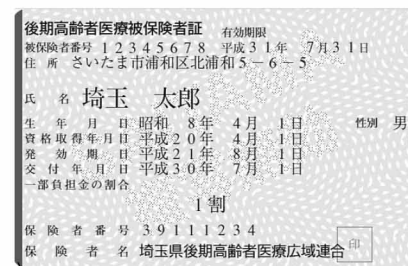
8月から被保険者証が新しくなります。

新しい後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)を、7月中旬に簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証を使用してください。なお、現在お使いの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、町民課へ返却するか、ご自身で確実に処分してください。

新しい被保険者証が届いたら、記載内容をご確認ください。

住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを必ず確認してください。一部負担金割合は、前年中の所得によって1割、または3割となります。

なお、3割負担に該当する方のうち、収入が一定未満の方は、申請して認められると1割負担になります。対象の方には別途案内を送付しますので、ご確認のうえ、早めに申請してください。



新しい被保険者証は、左端の線が茶色です。

保険料の納め方

保険料額や納め方等を記載した納入通知書、または決定通知書は、7月中旬に送付します。保険料の納め方は、原則として特別徴収となりますが、普通徴収となる場合もあります。

特別徴収 年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となり、年金の支給時に受給額から保険料が天引きされます。ただし、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、年金支給額の2分の1を超える場合等は、普通徴収となります。

普通徴収 納入書納付または口座振替

年金が年額18万円未満の方や、今年の4月以降に75歳の誕生日を迎えた方等は、普通徴収となります。納入書

を送付しますので、納期限までに金融機関等で納付してください。

口座振替を希望する方は、金融機関で手続きしてください。振替は手続きの翌月末から開始となります。

なお、7月から9月までが普通徴収であっても、10月以降、特別徴収に切り替わる場合があります。納入通知書の、特別徴収の欄内の10月以降に、保険料額が記載されている方が該当となります。

※特別徴収から普通徴収に変更したい場合は、早めに町民課へお問い合わせください。

平成30年度は保険料の軽減措置が変わります。

一定の所得以下の方の所得割額や、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減が、次のとおり変更となります。

所得割額の軽減

▶対象

「賦課のもととなる金額」が58万円以下の方

平成29年度	平成30年度
2割軽減	軽減なし

均等割額の軽減

▶対象

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方

平成29年度	平成30年度
7割軽減	5割軽減

※所得割額は、引き続きかかりません。
※世帯の所得状況により、9割軽減、または8.5割軽減に該当する方は、高い方の軽減割合が適用されます。

☎町民課 ☎581・2121内線111・112